## 运蔵 <br> （1．）わし <br> 一人口の動き— <br> 12月末現在出 生 9人 死亡3人転 入10人 転 出 4人世帯数 1,282 世帯（ +3 ）男 2,816 人 $(+3)$計 5,718 人 $(+12)$



昭和 60 年 3 月 1 日 第 139 号

$\qquad$





##  <br> わたしか選んだ八 <br> 選ばれた人

おしコさんはスポーツマン布施さん夫妻（下小島谷）



80名参加


そワシマ

昭和60年3月1日第139号
スポツトふ
（8）





## \section*{講ん} <br> 林 榢 こ h

演平化


|  |  |
| :---: | :---: |

## 医療費の支給について

老人保健法による医療費の支給は，これまで役場収入役室で現金を支払っていましたが，3月申請分より口座振替 の方法でお支払いすることになりました。申請される時に は，受給者本人の「振替先金融機関名」「預金種別•口座番号」を記入していただきますので，メモなどして印鑑，領収書などといっしょに忘れずにご持参下さい。
なお，不明な点は役場住民課老人保健係までお問合せ下

停 電 の お知ら せ東北電力侏燕営業所（ $\mathbf{8} 02566-3-3151$ ）
－日 時
3 月 12 日（必午前 9 時 30 分～午後 1 時

- 場 所 下富岡全域（下富岡線全線）
- 日 時 3 月 14 日（ 1 ）午前 9 時 30 分 $\sim$ 午後 1 時
- 場 所 村岡の一部•落水，城ノ丘，村田の全域（妙法寺線115号～末端。但し，117東分岐は停止 せず。落水全線，寺沢線全線）


家族そろつて加入しましょう！！
新潟県交通災害共済組合

| 等 級 | 災 害 の 程 度 | 金 額 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 等級 | 死亡した場合 | 1，000，000円 |
| 2 等級 | 自賠責施行令別表の等級区分の 1 級各号に揭げる傷害の場合 | 700，000 |
| 3 等級 | 治療を要した期間が 6 月をこえ，かつ，入院 30 日以上を含む実治療日数 90 日以上のもの | 150，000 |
| 4 等級 | 治療を要した期間が 5 月をこえ，かつ，入院 21 日以上を含む実治療日数 75 日以上のもの | 120，000 |
| 5 等級 | 治療を要した期間が 4 月をこえ，かつ，入院 14 日以上を含む実治療日数 60 日以上のもの | 100，000 |
| 6 等級 | 治療を要した期間が 3 月をこえ，かつ，入院 7 日以上を含む実治療日数 45 日以上のもの | 80，000 |
| 7 等級 | 治療を要した期間が 2 月をこえ，かつ，入院通院の実治療日数 30 日以上のもの | 60，000 |
| 8 等級 | 治療を要した期間が 1 月をこえ，かつ，入院通院の実治療日数 15 日以上のもの | 40，000 |
| 9 等級 | 入院通院の実治療日数7日以上のもの | 20，000 |

－1日 1 円の会費一 （1人350円）

皆さん＂1日 1 円の会费で会員相互の助け合いを＂というこ
とで新涸県交通災害共済組合が昭和 43 年に発足してから今年て 17年目になりました。この䦨皆様のご理解により加入会員の数 は年々增え続けて，昭和 59 年度 は県民247万人のうち 171 万人余 の方々から加入していただきま した。また，交通事故に逃われ た方も多く，組合が発足してか ら今までに 48 億円を超える見舞金が支払われております。い幸な交通事故に遭うかわかり昭和
昭和60年度は家族そろって交通災害共济に加入されることを る人も3月31日で共済期間が終 りますので䋛続のための加入申込みを3月31日までにしていた だくことになります。この制度 のくわしいことや，加入とか見舞金請求手続などについてはい つでもお気軽に総務課まで問い合せ下さい。


年金で老後をゆたかに！
婦人の地位を高めよう


おかあさん わすれちゃダメだよ／


昭和60年3月1日第139号



## ＂転作の定着化＂

## 昭和60年度

部落目標面積

|  | 目標面榡（a） |
| :---: | :---: |
| 上小島谷 | 383 |
| 中 小島谷 | 306 |
| 下 小島谷 | 471 |
| 駅 前 | － |
| 下 富 岡 | 576 |
| 若 野 浦 | 112 |
| 阿弥陀瀬 | 185 |
| 高 㚼 | 281 |
| 日 野 浦 | 489 |
| 中 沢 | 613 |
| 梅 田 | 250 |
| 東 保 内 | 755 |
| 村 田 | 348 |
| 城 之 丘 | 209 |
| 両 高 | 668 |
| 坂 谷 | 202 |
| 小 計 | 5，848 |
| 上 桐 | 1，136 |
| 三瀬ヶ谷 | 189 |
| 北 野 | 435 |
| 根 小 屋 | 164 |
| 荒 巻 | 426 |
| 新 田 | 456 |
| 中 央 | 252 |
| 下 町 上 | 244 |
| 下 町 下 | 247 |
| 川 端 | 290 |
| 道 城 下 | 200 |
| 法 善 町 | 258 |
| 寺 町 | 304 |
| 小 谷 | 151 |
| 小 計 | 4，752 |
| 合 旪 | 10，600 |
| （島崎計） | 2，402 |

うち他用途利用米生産予定面積
2，300 a


昭和59年度実施面積


3月の心配
ごと相談

日時 $\cdots 5$ 日， 15 日， 25 日午前 9 時から午後 3時まで
場所…福祉センター相談室
内容…生活相談•医療相談•家事相談•児童相談－年金•身障相談•職業相談・その他なんで も

労動基準料の
申告納付はお早めに

$$
4 \text { 月 1 日~ } 5 \text { 日 日 }
$$

昭私60年度の労働保険料の申告 と納付の受付けが，4月1日から 5月15日まで行なわれます。保険
労働基細局に提出してください。 なお，各労働基準臨督罢では，4月及び5月中に管内各地で説明会 または，記入指導会を行いますの

## を目指して！

〈昭和60年度水田利用再編対策〉




昭和60年度水田利用再編奨励補助金


| 種 類 | 作 目 | 基 本 額 | 第 1 種加算 | 第2種加算 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1．転作奨励補助金 |  |  |  |  |
| （1），永年性作物 | 果樹（植栽後 5 年以内）等，転換畑。（ 5 年以内） | 53， 000 円 | 20，000円 | 10，000円 |
| （2），特定作物 | 飼料作物，麦，大豆，そば | 45，000 | 20，000 | 10，000 |
| （3），一般作物等 | 野莱 | 25，000 | 15，000 | 10，000 |
|  | －特定作物，永年性作物以外の作物等 | 30，000 | 15，000 | 10，000 |
| 2．管理転作奨励補助金 | 保全管理（連続 3 年まで） | 25，000 | － | － |

[^0]
[^0]:    この社会あなたの税が生きている

